

JAの給与・年金振込

給与・ボーナス・年金などのお受取り口座としてご利用できます。

●JAのキャッシュカードは便利です。

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、JAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会のサービスを終日無料でご利用いただけます。

●平日日中に無料で利用できるATMは約93,000台と業界トップクラス

また、お近くの三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日日中のご出金・残高照会のサービスも一部の時間帯を除き無料でご利用いただけます(セブン銀行・ゆうちょ銀行のATMではご入金も可能です)。

ご利用可能時間や手数料につきましては、お近くのJAまでお問い合わせください。

JAの自動支払

簡単なお手続きで、いろいろなお支払いが自動的にできます。

●月々のわずらわしい手間を省けます。

公共料金のお支払いが口座から自動的にできるほか、お支払いの日付・金額・種類などが通帳に記帳され、家計の管理に役立ちます。

●お手続きは窓口で簡単。

各種料金の口座振替依頼書に必要な事項をご記入ください。なお、お申込みにはお届出印が必要です。

●以下の料金のお支払いができます。

- ・公共料金(電気・ガス・水道・電話・NHK受信料)
- ・クレジットカード(JAカード等)のご利用代金
- ・国民年金保険料・国民健康保険料
- ・JA共済掛金(生命・損害保険料)・税金・家賃など

受け取る

支払う

普通貯金

貯める

借りる

〈JAの総合口座〉

JAの定期貯金等

JA貯金は、貯め方・増やし方いろいろです。

定期貯金(スーパー定期) [証書式・通帳式]

●確定利回り、期間いろいろ

- ・お預け期間は1カ月以上の決められた期間です。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。
- ・総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ、いざという時、たいへん便利です。

定期積金 [証書式・通帳式]

●毎月積み立て、無理なく貯める

- ・自分が決めた目標額にあわせて、毎月の払込指定日に積み立てます。
- ・積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標達成できます。

定期的に通帳の記帳をお願いいたします。

JAの自動融資

残高不足でも、自動融資で安心です。

●不意な出費にもあわせて対応

定期貯金をセットすれば、普通貯金の残高が不足したときにJAの定めた金額まで自動的に借入れができます。

総合口座とは、普通貯金と定期貯金や、定期貯金を担保とした自動融資などがセットとなった便利な口座です。なお、お一人様一口座までとなっております。

秋期・年末キャンペーン

定期積金

平成27年12月30日(水)まで

期間中、定期積金を新規でご契約の方に
(契約金額36万円以上かつ契約期間3年以上10年以下)

お預け入れ時の
店頭表示金利の

5倍

※新規の契約に限ります。

※中途解約される場合は、定期積金貯金規定を適用します。

※契約期間内で掛金の分割払込を対象とします。

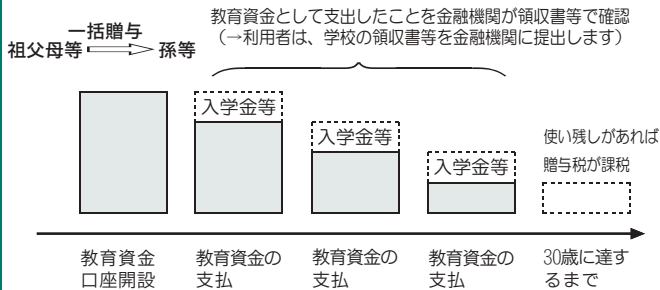
※募集金額：給付契約額1億円(募集金額に達した場合は、取扱期間内でも募集を終了させていただく場合があります。)

「JA教育資金贈与専用口座」「JA結婚子育て資金贈与専用口座」の取扱を開始しています。

～「JA教育資金贈与専用口座」の取扱いを行っております。～

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について

平成25年4月1日から平成31年3月29日までの間、祖父母等（直系尊属である贈与者）が子や孫等（受贈者）に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、子や孫等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、贈与税が非課税となります。



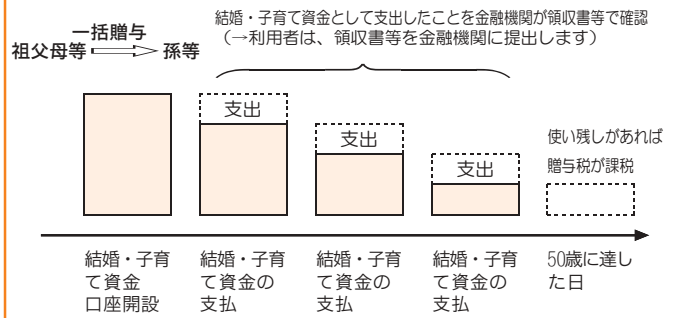
【制度の概要】

| | |
|------------------|---|
| 非課税となる教育資金の範囲と金額 | 学校等（例：大学・高校・中学校・小学校等）に支払われる入学金その他の金銭 ⇒最大1,500万円 ※ 学校等以外の者に支払われる金銭（例：塾や習い事の月謝等）のうち一定のものについては、上記1,500万円の範囲内で最大500万円。 ※ 詳細は、JAにご確認いただくか、または文部科学省のホームページをご参照ください。 |
| 贈与者となりうる方 | 受贈者の直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母） |
| 受贈者の年齢制限 | 30歳未満 |
| 当初のお手続 | ✓本非課税措置に対応した預金等の商品を取扱う銀行等で、専用口座を開設のうえ、贈与された金銭を預入等していただきます。 ✓口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります。 ✓専用口座の開設に当たっては、受贈者から所定の申告書（教育資金非課税申告書）を取扱金融機関に提出いただきます。 ※ 取扱金融機関以外の金融機関に預入等されても、本非課税措置の適用を受けることはできません。 |
| 専用口座について | ✓開設可能な専用口座は、受贈者お一人につき1つです。専用口座を1つ開設された受贈者は、他の取扱金融機関や口座開設された金融機関における他の店舗も含め、他に専用口座は開設できません。 ※ 2口座以上開設された場合には、1つを除き無効となります。 ✓受贈者が30歳に達した日などに専用口座は終了します。 |
| 教育資金の払出し | 専用口座から払出された資金を教育資金としてご利用されたことを確認するため、学校等からの領収書等を取扱金融機関に提出いただきます。 ※ 領収書等の提出がない払出しや教育資金目的外の払出しは課税対象となります。 |

～「JA結婚子育て資金贈与専用口座」の取扱いを行っております。～

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、祖父母等（直系尊属である贈与者）が子や孫等（受贈者）に対して、結婚・子育て資金に充てるため一括して金銭を贈与し、子や孫等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、贈与税が非課税となります。



【制度の概要】

| | |
|----------------------|---|
| 非課税となる結婚・子育て資金の範囲と金額 | 結婚または妊娠・出産・育児関係の一定の用途に要する金銭 ⇒最大1,000万円 ※ 結婚に際して支払われる金銭（結婚披露を含む。）については、上記1,000万円の範囲内で最大300万円。 ※ 詳細は、JAにご確認いただくか、または内閣府のホームページをご参照ください。 |
| 贈与者となりうる方 | 受贈者の直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等） |
| 受贈者の年齢制限 | 25歳以上50歳未満 |
| 当初のお手続 | ✓当JAで、専用口座を開設のうえ、贈与された金銭を預入等していただきます。 ✓口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります。 ✓専用口座の開設に当たっては、受贈者から所定の申告書（結婚・子育て資金非課税申告書）を当JAに提出いただきます。 |
| 専用口座について | ✓開設可能な専用口座は、受贈者お一人につき1つです。専用口座を1つ開設された受贈者は、他の取扱金融機関や口座開設された金融機関における他の店舗も含め、他に専用口座は開設できません。 ※ 2口座以上開設された場合には、1つを除き無効となります。 ✓受贈者が50歳に達した日などに専用口座は終了します。 |
| 結婚・子育て資金の払出し | 専用口座から払出された資金を結婚・子育て資金としてご利用されたことを確認するため、結婚式等からの領収書等を当JAに提出いただきます。 ※ 領収書等の提出がない払出しや結婚・子育て資金目的外の払出しは課税対象となります。 |

※具体的な税務上の取扱いについては、お客様ご自身で税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

秋期・年末キャンペーン

定期貯金

平成27年12月30日(水)まで

期間中、20万円以上の「1年定期貯金」を新規お預け入れいただくと

お預け入れ時の店頭表示金利に **プラス** 年 **0.15** %

スーパー定期貯金（1年もの）または大口定期貯金（1年もの）

※新規お預入れに限ります。

※中途解約される場合は、定期貯金規定を適用します。

※自動継続後は、自動継続時の店頭表示金利を適用します。（自動継続後は店頭表示金利の+0.15は適用しません。）

※募集金額：6億円（募集金額に達した場合は、取扱期間内でも募集を終了させていただく場合があります。）